

平成 29 年 6 月 14 日

各 位

会 社 名 パナソニック株式会社
代表者名 取締役社長 津賀 一宏
(コード：6752、東証・名証 第一部)
問合せ先 コーポレート戦略本部
経営企画部長 村瀬 恭通
(TEL. 06-6908-1121)

パナホーム株式会社株券等（証券コード 1924）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

パナソニック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 29 年 4 月 21 日開催の取締役会において、パナホーム株式会社（コード番号：1924 株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 29 年 4 月 28 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 29 年 6 月 13 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

パナソニック株式会社
大阪府門真市大字門真 1006 番地

(2) 対象者の名称

パナホーム株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
76,985,108 株	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定の株券等の数は、上記「買付予定数」欄に記載しているとおり、平成 29 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（168,563,533 株）から平成 29 年 4 月 21 日現在公開買付者が保有する対象者株式数（91,036,634 株）及び平成 29 年 3 月 31 日現在対象者が保有する自己株式数（541,791 株）を控除したのになります。

(注 2) 単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「本公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 29 年 4 月 28 日（金曜日）から平成 29 年 6 月 13 日（火曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,200 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 6 月 14 日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	43,576,755 株	43,576,755 株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株
株券等信託受益証券 ()	一株	一株
株券等預託証券 ()	一株	一株
合 計	43,576,755 株	43,576,755 株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	91,036 個	(買付け等前における株券等所有割合 54.18%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	273 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.16%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	134,613 個	(買付け等後における株券等所有割合 80.12%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	166,982 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者である対象者が所有する対象者株式541,791株（平成29年3月31日現在）は全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成29年2月10日に提出した第60期第3四半期報告書に記載された平成28年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を1,000株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式及び相互保有株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、平成29年3月31日現在の対象者の発行済株式総数（168,563,533株）から同日現在の対象者が所有する自己株式数（541,791株）を除いた株式数（168,021,742株）にかかる議決権数（168,021個）を、「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日
平成29年6月20日（火曜日）

③ 決済の方法

本公開買付け期間の終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://netcall.nomura.co.jp/>) にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は本公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成 29 年 4 月 21 日に公表した「パナホーム株式会社株券等（証券コード 1924）に対する公開買付けの開始及びパナホーム株式会社との株式交換契約の解約に関するお知らせ」に記載の内容から変更ありません。

なお、対象者株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、本公開買付け後の一連の手続を実行することにより公開買付者は対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しておりますので、かかる手続が実行された場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。今後の具体的な手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

パナソニック株式会社 本社

(大阪府門真市大字門真 1006 番地)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上